

大阪市感染症予防計画(案)に対する「ご意見の要旨」と「本市の考え方」について

No.	ご意見の要旨	本市の考え方
1	<p>「連携する」や「対策を講じる」などの表現となっており、感染症予防をどのように推進していくのか明記されていない。「新しい感染症の発生などに対して、ワクチン以外のあらゆる対策や方法等をどのようにやっていくのか」を盛り込んでほしい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の予防は、市民一人ひとりが感染予防策を講じることが必要であるとともに、感染症の特徴に合わせた柔軟な対応を行うためには、国や府、他の地方公共団体、医療機関など、関係機関との連携・協力体制を構築しておくことが非常に重要であることを改めて認識したことから、大阪市感染症予防計画(案)の全事項において、関係機関との体制構築を行うこととしております。</p> <p>また、本市が取りまとめた「大阪市保健所における新型コロナウイルス対策の振り返り(報告書)」に記載の課題等を踏まえ、平時から地方衛生研究所や府等と連携し、感染症及び病原体等に関する情報収集、調査及び研究、感染初期から検査機能を発揮できるよう計画的な人員配置・機器整備、実践型訓練を含めた研修などを行い、有事には外部委託や府による業務一元化、ICT等を活用した業務の効率化を積極的に進めていくこととしております。</p> <p>今後も引き続き、都道府県、保健所設置市、感染症指定医療機関、医療関係団体等で構成される大阪府感染症対策部会(都道府県連携協議会)に参画し、国の動向に注視しながら、関係機関との連携・協力体制の構築に努めてまいります。</p>
2	<p>他市の感染症予防計画と構成や文章が似ていて、大都市特有の課題にどのように対応するかの記事が不足しています。想定される課題と対応方法を検討し、具体的に記載してください。次のような課題について、検討が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生届に記載されているデータが最も重要、発生届の電子化が必要 ・発生届をシステムに代行入力する際は、入力されたデータの正確性の担保が必要 ・DXの観点から、感染者のデータと他のデータを結合して分析することが必要 ・感染予防のため、市内の感染動向を分析し、まん延防止に向けた対応が必要 ・市民の命を守るため、情報を収集・分析し、予防及び治療に必要な情報の公表が必要 	<p>保健所設置市が策定する感染症予防計画は、国が策定する「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」及び都道府県が策定する感染症予防計画に即して策定することが感染症法に規定されております。</p> <p>また、大阪市感染症予防計画(案)においては、本市が取りまとめた「大阪市保健所における新型コロナウイルス対策の振り返り(報告書)」に記載の課題等を踏まえ、平時から地方衛生研究所や府等と連携し、感染症及び病原体等に関する情報収集、調査及び研究、感染初期から検査機能を発揮できるよう計画的な人員配置・機器整備、実践型訓練を含めた研修などを行い、有事には外部委託や府による業務一元化、ICT等を活用した業務の効率化を積極的に進めていくこととしております。</p> <p>感染症法では、感染症指定医療機関の医師には電磁的方法による発生届の提出が義務付けられ、それ以外の医療機関の医師にも努力義務が課せられたことから、「第1 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項」において、情報集約に向けた体制整備を行うこととしております。</p> <p>また、国では医療DX推進に関する取組みとして、医療分野のデジタル化による業務効率化やデータ共有を通じた医療の「見える化」の推進等により、次の感染症危機において迅速に対応可能な体制を構築するため、マイナンバーカードを活用した情報連携や医療情報の二次利用の促進に向けた体制整備を行っていることから、引き続き国の動向を注視してまいります。</p> <p>国が策定する「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」において、地方公共団体は総合的な感染症に関する情報の発信拠点としての役割を果たすことが重要であるとされていることから、「第1 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項」などにおいて、感染症対策に必要な情報の収集、分析や公表の体制整備を行うこととしております。</p>